基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月十三日

東京都八王子市旭町一一番八号

株式会社ジェイコム八王子

代表取締役　小杉　康寛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月十三日

熊本市東区画図町重富六〇〇番地

熊本バス株式会社

代表取締役　岩田　昭彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十三日

東京都西東京市新町四丁目七番六号

株式会社ブリッツ

代表取締役　山口　聡

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十三日

広島市安佐北区安佐町大字飯室六八六一番地二

株式会社真末鉄工所

代表取締役　真末　義明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月十三日

宮崎県都城市山之口町山之口三三八番地の一

宮崎高砂工業株式会社

代表取締役　仙臺　真理

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である瀬高昌弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年二月十三日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二―二―一横浜ランドマークタワー二七F

Delusion Inc.

日本における代表者　瀬高　昌弘

限定承認公告

本籍富山県富山市室町通り一丁目二番地九、最後の住所富山県富山市大泉東町一丁目一二番三二号

被相続人　亡　福澤　清

右被相続人は平成二十六年六月十日死亡し、その相続人は平成二十七年一月十六日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

富山県高岡市伏木古府三丁目四番五〇号

相続財産管理人　宮崎　岳洋

限定承認公告

北海道札幌市北区北十条西四丁目一番地七、最後の住所名古屋市名東区上社一丁目五〇四番地の一上社シティハウスフレックス六〇七号

被相続人　亡　新谷　圭史

右被相続人は平成二十六年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年二月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

愛知県尾張旭市北原山町鳴湫一七二六番地一パークシティ三郷壱番館八〇五号

相続財産管理人　新谷　陽介

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市平岡町山之上六七七番地、最後の住所兵庫県加古川市平岡町山之上六七七番地

被相続人　亡　大西新次郎

右被相続人は平成二十六年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年二月五日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

藤田・川崎法律事務所

限定承認者大西智里

代理人弁護士　岸本　悟

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月十三日

東京都港区六本木三丁目四番二一号米澤ビル二F　株式会社BASARAキャピタル

代表取締役　片山　博貴

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年九月十九日付官報の号外第二〇八号一二〇頁に掲載されています。

平成二十七年二月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

砂土原特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百九十五万円減少し、五十二億二千百二十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月十六日であり、社員総会の決議は平成二十七年二月五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx6g3/

平成二十七年二月十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

グラスシティ特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千四百万円減少し、十六億四千二百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月十六日であり、社員総会の決議は平成二十七年二月五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx5K3/

平成二十七年二月十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

目黒プレイス特定目的会社

取締役　塩野　光二

正誤

ページ	段	行	誤	正
八一	一	終りから七	に、	に改め、「第七条第二号」の下に「に掲げる事項」を加え、

平成二十六年十二月二十二日（号外第二百八十八号）北陸地方整備局告示第百十三号（都市計画に関する件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一三六	上	終りから二	上野町丸山町	上野町丸山

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十三日付第三二号一二

六年十二月二十六日付参会

八ページ●同日付政府調達第二八号四〇ページ●二十

第二号（その一）二ページ●同（その二）八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）